

## 第 5 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 8 年 3 月 10 日  
場 所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	欠
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	欠	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	欠	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分  
閉 会 時 刻 午前 10 時 10 分

<p>1 開会の辞 事務局長</p>	<p>只今から第 5 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。本日は会長が不在のため、いなべ市農業委員会規程第 3 条の会長職務代理ということで、副会長に議長をしていただきます。副会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 副会長挨拶 副会長(小林政則)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(小林政則)</p>	<p>只今の出席委員は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、第 5 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長代理が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、1 番議席近藤修委員と、10 番議席中西康弘委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第 2) 議長 (日程第 3)</p>	<p>それでは、報告第 5 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 2 報告第 5 号</p>

農地所有適格法人の要件を満たしている法人について

次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和8年3月10日提出 いなべ市農業委員会  
議長 瀬木 光

管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。

今回の法人1団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。

続きまして、日程第3 報告第6号

農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分）

次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和8年3月10日提出 いなべ市農業委員会  
議長 瀬木 光

原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。

今回の案件は10件、11筆、面積13,061㎡であることを報告します。

議長

報告第5号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。

報告第6号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。

質問がなければ次に進みます。

(日程第4)

議長

続きまして、議案第18号「農業振興地域整備計画変更に対する

意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第18号

農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について

次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和8年3月10日提出  
いなべ市農業委員会長 瀬木 光

令和8年3月3日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会長に対して意見を求めてきております。

市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。

農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法による転用申請を行う必要があります。

今回の変更事項は、農振除外1件、1筆、面積357㎡です。

<3番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の畑です。除外後農地区分は、1種農地です。

転用計画としては、東一色の■■■■■が、員弁町東一色の■■■■■が所有する議案書に記載の1筆、357㎡を分家住宅用地へ転用したい旨の計画です。

分家住宅を目的として申請がありました。

今回の申請内容は、農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認しております。

以上1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議を

		<p>よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、1月と7月年2回の審議になります。</p> <p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第18号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p>
	中村正治委員	<p>このような審議における委員会の付すべき意見とは、一体どのようなものでしょうか。</p>
	事務局	<p>申請に対して、隣接及び周辺農地の振興に関して、何か懸念がある場合には意見を付けていただくということです。</p>
	議長	<p>他に無いようですので、これより議案第18号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p> <p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第19号</p> <p>農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見</p>

	<p>決定について</p> <p>次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 8 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>総筆数は 826 筆、総面積は 1,392,285.00 m<sup>2</sup>です。</p> <p>議長 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、採決にはいります。</p> <p>本計画について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>議長 続きまして、議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 6 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので</p>
--	--

議決を求める。令和8年3月10日提出 いなべ市農業委員長  
瀬木 光

今回の3条所有権移転の申請は、10件、17筆、面積10,384.13㎡です。

<68番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の田です。

譲受人である大安町石樽南の■■■■が、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,369㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<69番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畑です。

譲受人である大安町丹生川中の■■■■が、大安町丹生川中の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、714㎡を売買により譲り受ける申請です。

<70番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の田です。

譲受人である大安町石樽北の■■■■が大安町石樽北の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、660㎡を売買により譲り受ける申請です。

<71番案件>の申請地は、藤原町下野尻地内の田畑です。

譲受人である藤原町下野尻の■■■■が桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の4筆、3,863㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<72番案件>の申請地は、大安町大井田地内の田です。

譲受人である大安町大井田の■■■■が大安町大井田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,062㎡を売買により譲り受ける申請です。

<73番案件>の申請地は、大安町大井田地内の田です。

譲受人である大安町大井田の■■■■が大安町大井田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、417㎡を売買により譲り受ける申請です。

<74番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である桑名市の■■■■が藤原町本郷の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、887㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<75番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の畑です。

譲受人である藤原町下野尻の■■■■が桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、539㎡を売買により譲り受ける申請で

	<p>す。</p> <p>&lt;76 番案件&gt;の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。  譲受人である北勢町阿下喜の [ ] が北勢町阿下喜の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、34 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;77 番案件&gt;の申請地は、大安町大井田地内の田です。  譲受人である大安町大井田の [ ] が四日市市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、839 m<sup>2</sup> を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上所有権 10 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。  何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決を行いたいと思います。</p> <p>議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。  よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第 7) 議長 続きまして、議案第 21 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 7 議案第 21 号  農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分)  次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長  瀬木 光</p>
--	---

	<p>今回の4条転用許可の申請は、1件、1筆、面積19.00㎡です。  &lt;3番案件&gt;の申請地は員弁町東一色地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、員弁郡東員町の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、19.00㎡を隣接東員町地内農地及び公衆用道路430.66㎡と併せて449.66㎡を農家住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は盛土約0.5mを行い、切土はなしです。周囲にブロック積を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は集約して西側道路側溝へ放流します。</p> <p>なお、東員町側の農地については、東員町農業委員会への転用許可申請の提出を確認しております。</p> <p>以上4条1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。  この案件につきましても、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第21号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。  何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第21号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。  本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。  よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
--	---

(日程第 8) (日程第 9)	議長	<p>続きまして、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第 8 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は、8 件、25 筆で 9,354.00 m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;80 番案件&gt;の申請地は北勢町田辺地内の登記地目畑、現況地目原野です。農地区分は、2 種農地です。</p> <p>転用計画としては、名古屋市の [ ] が北勢町田辺の [ ] が所有する議案書に記載の 3 筆、927.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>以前から、原野として利用しているため、始末書が提出されております。</p> <p>土地造成は整地のみであり、切土・盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。</p> <p>&lt;81 番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。</p> <p>転用計画としては、名古屋市の [ ] が北勢町麻生田の [ ] が所有する議案書に記載の 3 筆、949.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。</p> <p>&lt;82 番案件&gt;の申請地は、藤原町日内地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。</p> <p>転用計画としては、福岡市の [ ] が四日市市の [ ] が所有する議案書に記載の 5 筆、1,391.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p>

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<83 番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、2種及び3種農地です。

転用計画としては、東京都中央区の [ ] が岐阜県大垣市の [ ] が所有する議案書に記載の4筆、2,624.00 m<sup>2</sup>を隣接宅地及び山林 2,160.15 m<sup>2</sup>と併せて4,784.15 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

以前から、雑種地として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土・盛土はなしです。周囲には既設コンクリートブロック及びRCブロックがあり、土砂及び雨水の流出の恐れはありません。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<84 番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、広島市の [ ] が北勢町奥村の [ ] が所有する議案書に記載の1筆、1,724.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<85 番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、広島市の [ ] が北勢町下平の [ ] が所有する議案書に記載の6筆、783.00 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<86 番案件>の申請地は、大安町南金井地内の登記地目畑、現況地目宅地です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、桑名市の [ ] が愛知県あま市の [ ] が所有する議案書に記載の1筆、577.00 m<sup>2</sup>を個人住宅用地へ

転用したい旨の計画です。

申請地は、笠取住宅団地内にあり、この団地は過去に住環境整備事業が実施されています。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。法面は土羽打ちにより、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既存道路側溝へ放流します。

<87番案件>の申請地は、大安町高柳地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、桑名市の■■■■が大安町高柳の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、379.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はコンクリートブロックを施工し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は南側側溝へ放流します。

続きまして、日程第9 議案第23号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年3月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、2件、2筆、面積490.00㎡です。

<16番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、三重郡朝日町の■■■■が員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、306.00㎡を分家住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土約10cm、切土約60cmです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既存道路側溝へ放流します。

<17番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の登記地目畑、現況地目雑種地です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、北勢町麻生田の [ ] が北勢町麻生田の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、184.00 m<sup>2</sup>を車庫用地へ転用したい旨の計画です。

平成 30 年頃に、車庫を設置していたため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土・盛土はなしです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

以上 5 条所有権移転 8 件、使用貸借権設定 2 件の計 10 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきましても、3 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」8 件、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

これらの議案について、何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。

続いて、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。



	<p>&lt;65 番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は大安町南金井の [ ] で、昭和 60 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;66 番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は員弁町西方の [ ] で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;67 番案件&gt;の申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は名古屋市の [ ] で、平成 3 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;68 番案件&gt;の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は愛知県名古屋市の [ ] で、平成 2 年以前から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 9 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>中村正治委員 66 番案件で、農業用倉庫とのことですが、外観は工場の倉庫のようにみえますが、どうでしょうか。</p> <p>事務局 実際、倉庫の中まで確認はできていませんが、本人の申請記載にもよりますし、本来は 20 年以上農地性がないかの審査になり、航空写真や課税状況も鑑みて宅地として農地性がないと判断し、今回お諮りをさせていただきました。</p> <p>議長 他に特に無いようですので、議案第 24 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛</p>
--	---

<p>5 その他 議長</p> <p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前10時10分閉会】</p>	<p>成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。</p> <p>次回の現地調査ですが、4月3日午前9時から実施いたします。 9番議席美濃部孝司委員と11番議席岡田康平委員は出席をお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第5回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。</p>
---	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
議長 瀬木 光

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_